令和８年（フ）第６６６号
北九州市門司区大里桃山町10番24号
債務者　比留間裕梨奈
1　決定年月日時　令和８年８月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第６７７号
北九州市戸畑区新池１丁目10番11―401号
債務者　入江芳志枝
1　決定年月日時　令和８年８月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第６８１号
北九州市小倉南区下城野１丁目８番１―401号、前住所北九州市小倉南区重住１丁目４番３―503号
債務者　田村　美香
1　決定年月日時　令和８年８月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第６８６号
北九州市小倉北区東篠崎１丁目14番11号
債務者　神尾　　武
1　決定年月日時　令和８年８月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第１７号
埼玉県秩父市日野田町二丁目23番５号　エステートピアけやき104
債務者　室井　展希
1　決定年月日時　令和８年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

令和８年（フ）第３７８号
相模原市緑区東橋本２丁目１番８号　セントヒルズ橋本第２　308
債務者　森下　優樹
1　決定年月日時　令和８年８月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第４３３号
相模原市中央区横山台１丁目41番17号　ニューライフ横山台寮１―６
債務者　海老原　忠
1　決定年月日時　令和８年８月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第２２４号
福岡県久留米市国分町365番地72、前住所福岡県久留米市御井町2433番地１　プレリュード御井町302号
債務者　福岡　淑輝
1　決定年月日時　令和８年８月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで
福岡地方裁判所久留米支部

令和８年（フ）第２３５号
福岡県久留米市野中町1420番地１
債務者　田中　勝己
1　決定年月日時　令和８年８月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで
福岡地方裁判所久留米支部

令和８年（フ）第６１０号
北九州市小倉南区葛原東５丁目５番12―206号
債務者　松尾　一壽
1　決定年月日時　令和８年８月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第１２０３号
埼玉県蕨市塚越５丁目51番17号　デュアルコート102号
債務者　岩角　　駿
1　決定年月日時　令和８年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１３５０号
さいたま市浦和区岸町５丁目20番16号　第一白梅ハイム102、旧住所秋田市楢山登町11番54号アシスト第８秋田マンション208
債務者　中村　　恵（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　令和８年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１３６７号
さいたま市岩槻区城南５丁目３番59―５号
債務者　安達　　仁
1　決定年月日時　令和８年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１３８１号
さいたま市見沼区大字東門前１番地２　534
債務者　佐藤　クニ
1　決定年月日時　令和８年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１３９６号
埼玉県川口市並木１丁目18番37号　ミユキハイツ202号、旧住所埼玉県川口市並木３丁目15番７―604号　レクセルプラザ西川口
債務者　畑原　直治
1　決定年月日時　令和８年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１４２９号
埼玉県蕨市錦町２丁目10番21号　エクレール104号
債務者　並木　良雄
1　決定年月日時　令和８年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１４３９号
さいたま市緑区原山３丁目５番５号　大和コーポ101、旧住所さいたま市浦和区瀬ヶ崎４丁目13番23―105号
債務者　新井　弘美
1　決定年月日時　令和８年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係